

新	旧																						
<p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則 この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、昭和51年4月1日から施行する。 この規程は、昭和61年1月12日から施行する。 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。 この規程は、昭和62年8月18日から施行する。 この規程は、平成元年3月13日から施行する。 この規程は、平成3年5月23日から施行する。 この規程は、平成3年7月1日から施行する。 この規程は、平成10年4月1日から施行する。 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 この規程は、平成14年8月23日から施行する。 この規程は、平成14年10月1日から施行する。 この規程は、平成17年5月21日から施行する。 この規程は、平成19年2月6日から施行する。 この規程は、平成21年3月25日から施行する。ただし、別表1に掲げる児童措置審査部会の調査審議事項(3)に関しては、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、平成25年7月11日から施行する。 この規程は、平成26年12月10日から施行する。 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 この規程は、令和2年8月3日から施行する。 この規程は、令和5年3月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 <b><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></b></p>	<p>第1条から第11条 略</p> <p>附 則 この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、昭和51年4月1日から施行する。 この規程は、昭和61年1月12日から施行する。 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。 この規程は、昭和62年8月18日から施行する。 この規程は、平成元年3月13日から施行する。 この規程は、平成3年5月23日から施行する。 この規程は、平成3年7月1日から施行する。 この規程は、平成10年4月1日から施行する。 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 この規程は、平成14年8月23日から施行する。 この規程は、平成14年10月1日から施行する。 この規程は、平成17年5月21日から施行する。 この規程は、平成19年2月6日から施行する。 この規程は、平成21年3月25日から施行する。ただし、別表1に掲げる児童措置審査部会の調査審議事項(3)に関しては、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、平成25年7月11日から施行する。 この規程は、平成26年12月10日から施行する。 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 この規定は、令和2年8月3日から施行する。 この規定は、令和5年3月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>																						
<p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>調 査 審 議 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里 親 審 査 部 会</td> <td>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。</td> </tr> <tr> <td>児 童 措 置 審 査 部 会</td> <td>(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。</td> </tr> <tr> <td>幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保 育 所 審 査 部 会</td> <td>児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。</td> </tr> <tr> <td><b><u>入 所 児 童 等 意 見 審 査 部 会</u></b></td> <td><b><u>児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。</u></b></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	調 査 審 議 事 項	里 親 審 査 部 会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。	児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。	保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。	<b><u>入 所 児 童 等 意 見 審 査 部 会</u></b>	<b><u>児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。</u></b>	<p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>調 査 審 議 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里 親 審 査 部 会</td> <td>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。</td> </tr> <tr> <td>児 童 措 置 審 査 部 会</td> <td>(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。</td> </tr> <tr> <td>幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保 育 所 審 査 部 会</td> <td>児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	調 査 審 議 事 項	里 親 審 査 部 会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。	児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。	保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。
名 称	調 査 審 議 事 項																						
里 親 審 査 部 会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。																						
児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。																						
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。																						
保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。																						
<b><u>入 所 児 童 等 意 見 審 査 部 会</u></b>	<b><u>児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。</u></b>																						
名 称	調 査 審 議 事 項																						
里 親 審 査 部 会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。																						
児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。																						
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。																						
保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。																						